



法人こおりやま

2022. 9

第531号



題名/ 紅い太陽が民家に(20号) 提供/ 大波 天久 JIAS日本国際美術家協会会員

[コピー・転載禁止]

～従業員向けの情報も満載です。 事業所内にて御回覧下さい～

インターネットセミナー

600タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

郡山法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.koriyama-hojinkai.or.jp>

無料

郡山法人会

検索

で検索いただけます

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログインID

●●●●●

パスワード

●●●●●

ログイン

ID・パスワードは

会員ID: 1101

パスワード: 1005

● 新型コロナウイルスに関するセミナーも視聴できます ●

目次

税務署ニュース	2
国税の納付は簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください	2
税のミニ通信	3
法人の短期前払費用の特例について	3
アフターコロナに向けて、経営者の3つの仕事	4
健康寿命	6
日々のたそがれ人生のたそがれトピックス	8

税務署ニュース

国税の納付は

簡単・便利な

ダイレクト納付



をご利用ください

＊ ダイレクト納付とは ＊

ご自分で「口座からの引き落とし日」を決めて、口座振替により、国税を納付する方法です。

「引き落とし日」をご自宅や事務所のインターネットパソコン・スマホで自由に指定できます。

金融機関窓口や税務署に出向く必要がありません。

＊ 利用方法は ＊

1 e-Tax を利用して

電子申告・
徴収高計算書
データの送信

又は

納付情報
を登録

2

メッセージボックスに格納される通知を確認して、

「ダイレクト納付」を選択

★
ご自分で選択
★

4

指定した預貯金口座から
指定した日に
指定した金額を **引き落とし**

メッセージボックスに
「納付完了通知」が届きます。

3

今すぐ
納付

又は

納付日を
指定して
納付

※税理士が納税者に代わって納付手続を行うことができます。

税務署

税のミニ通信

法人の短期前払費用の特例について

1. 短期前払費用の特例の概要

多くの書籍、ネット上などで取り上げられ、一度だけ使える節税方法と称されている「短期前払費用の特例」という取扱いがあります。

使用法の代表例としては、地代や家賃、保険料、賃借料など等量・等質のサービス提供に係る費用を、月払契約に基づく支払いから、事業年度の途中で年払契約に変更した後、1年分の金額を先払いし、その支払額も損金にするという手法です。

これにより、変更初年度は地代等の金額の最大2年分を損金にすることも可能となります。但し、この処理は毎年継続して1年分を先払いすることが要求されるため、まさにその事業年度のみ、一度だけ使える取扱いというわけです。



東北税理士会郡山支部
税理士 八矢 大作

短期前払費用の特例は、法人税法上の法令ではなく、法人税基本通達の中に定められているもので、企業会計原則の「重要性の原則」、すなわち、企業を取り巻く利害関係者の判断を誤らせることのないような、金額的に小さい重要性のない取引や、その企業の事業内容から判断して重要性の乏しい科目に係る取引については、本来の厳密な会計処理を行わず、例外的に他の簡便な方法によることも正しい処理とされるという企業会計の考え方と足並みを揃えたものであり、この原則を根拠に上記の処理が認められていると言えます。

※通達とは上級行政庁が、その所管行政の統一を図るために、下級行政庁に対して法規の解釈や運営方針等について指図しているもの。

2. 法人税基本通達2-2-14(短期前払費用)及び注意点

「前払費用(一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち当該事業年度終了の時ににおいてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいう。)の額は、当該事業年度の損金の額に算入されないのであるが、法人が、前払費用の額でその支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合において、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときは、これを認める。

(注)例えば借入金を預金、有価証券等に運用する場合のその借入金に係る支払利子のように、収益の計上と対応させる必要があるものについては、後段の取扱いの適用はないものとする。」

上記通達の注意すべき点としましては、

- ①まず、前払費用に重要性があるかないかの判定です。売上、利益、法人の規模、事業内容、過去の判例などをよく総合勘案して最終判断することが要求されます。
- ②次に、注書きの追記部分です。この一文は、費用と収益に対応関係がある、あるいは費用と収益を対応させる必要がある取引については短期前払費用の特例は適用できないということを明文化したものととなります。

これによると、売上原価、製造原価、工事原価に含まれる上記1に掲げたような費用は、売上高との対応関係が認められることから、また、原価に含まれない費用でも、例えば社宅家賃などは法人が社員負担分を受取ることになるため収益との対応関係が生じ適用対象とすることはできません。不動産賃貸業を行っている法人で、建物は自己所有、敷地は他者所有の場合の地代支払いなども適用外となります。

短期前払費用の特例は、要件が厳しく、かつ、税務調査時においても争点となりやすい通達です。適用にあたっては、上記注意点および将来の資金繰りについて顧問税理士と十分に協議することが肝要かと思えます。

株式会社リーダーラボ 代表取締役 大野敬浩

アフターコロナに向けて 従業員とともに 幸せになるための 経営者の 3つの仕事

新型コロナウイルス感染が広がってから2年半が経過しましたが、今、第7波の感染爆発が続いています。

当初の強毒なウイルスと同じ位置づけで報道された結果、未だ日本人のウイルスに対する恐怖心は低下したとは言えない状況です。

しかし、ウイルスは明らかに弱毒化しており、その対処法も確立されつつあり、日本人が中国を除く世界の国々と同様にウイルスを受け入れる日はそれほど遠くないと感じます。

本稿では、アフターコロナにおける会社づくりの視点として、経営資源の中でも『人』つまり従業員に関

わる事柄について経営者がすべき仕事を3点ご提案します。

会社と従業員との約束をはっきりさせましょう

コロナウイルスが断続的に蔓延し続けた2年半、働く人たちの考え方もずいぶんと変わったことでしょう。

特に悪影響を受けた飲食、サービス業などでは自宅待機、長期間に渡る休業などとされた従業員の方も多く、中には仕事に復帰できないままに退職された方も多くいます。

これにともなっって人生観

を変えた方も多いようです。

中にはフルリモートを選択した方、地方に転居した方、全く違う業界に足を踏み入れた方もいたことでしょう。

ワーケーション（「ワーク」と「ケーション」を組み合わせた造語。観光地やリゾートでテレワークを活用して働くこと）を始め方もいたようです。

これまで普通に就職して、何となく働き続けた人たちも自らの人生、そして労働について深く考えたようです。そして企業も従業員に

対してできること、あるいはできないことについて考えなければならぬことも

あり、事業を継続する難しさも感じられたのではないのでしょうか。

そもそも会社と従業員とは労働契約を結んでおり、従業員が労働を提供する義務を負い、会社は賃金を支払う義務を持つ労働契約関係にあります。

これまでは近い関係だからとお互いの権利義務関係についてはあまり意識しないケースも多かったと思います。

しかし環境変化が激しく未来が見通しづらい時代においてお互いの権利義務関係をはっきりさせておく必要があります。

コロナ禍のような状況がまた来ないとは誰にも言い切れることはできず、いざというときに採めるような関係は良くありません。

従業員の雇用にあたって労働条件通知書だけではなく、雇用契約書も交わすようにして働き始めることは、契約であることをお互いに確認しましょう。

これに合わせて雇用のルールをまとめた就業規則については、働き方改革を通じて雇用ルールの変更に合わせて最新のルールを適用・修正した上で、労使双方で確認をする必要があると思います。

もう一つ考えたいのは、従業員が働き続けたときにどう処遇されるのか、賃金はどうなるのか、何を目標として自身をどう開発すれば良いのかに関する将来への見通しを示す人事制度についてでもこの際見直しを図るべきではないでしょうか。

これまでは終身雇用が当たり前、雇用は会社を守る代わりに従業員は献身的に働くというある意味フアジ

ーな関係であったわけですが、今後は、従業員は自らの人生を守り、会社は会社で生き残りを図る、お互いが自律した関係を目指すべきです。

リスクリングを促しましょう

現在65歳までの雇用継続の義務化とともに、70歳までの雇用継続について努力義務が課されています。国の年金財政は厳しくなってきたおり、今後とも政策的にさらに高齢者の雇用を促進させようとするでしょう。

この時、ローパフォーマーを作らないことが重要ですが、高齢になってからスキルを身に付けようと思ってもそれは簡単なことではありません。

このため若い頃から、少なくとも40〜50代の頃から新たなスキルの習得（リスキリング）を促し、「働くにあたってスキルを身に付け続けるのが当たり前なのだ」との認識を与えていくことが大切です。

リスキリングに当たっては、会社がすべてを準備する必要はなく、雇用保険（教育訓練給付金の活用）などが用意した制度を活用することが可能です。

見直しに合わせ、副業・兼業などをルーラル化し、その中から新たなスキルを開発することも可能でしょう。リスキリングというD X（デジタルトランスフォーメーション）やAI、IoTなどのデジタル技術を思い浮かべる方が多いでしょうが、経営・管理に関わる方が法律の知識を身に付けたら、製造にかかわる方が働く人たちの心理学を学んだり、これまでとは違う分野、今後求められそうな分野、今まで必要性を感じながらもなかなか取り組めなかった分野を学ぶこともリスキリングと呼べるものです。

学びなおしを会社全体で行うことで、将来の高齢社員が活用が円滑化される上、会社全体のパワーはさらに高まっていくことになりま

す。なお、自らのキャリアについて一人で考えることは難しさを伴います。そこで現在国では自らの

キャリアについて相談できるキャリアコンサルタントを10万人整備しようとする施策を進めています。

現在も在職中の方を対象にジョブカードを活用したキャリアコンサルティングを無料で受ける制度などもありますから、積極的に情報を収集してみてください。

デジタル化推進で人材確保に備えましょう

ご存じのように我が国の人口は減少しています。

これにもなつて労働力人口（15歳以上人口のうちの就業者＋完全失業者）は、中間的な予測によっても6720万人（2017年）から5846万人（2040年）まで減少（厚生労働省調べ）することが予測されています。

先述のように高齢の人材を有効に活用することは急務です。

他にも女性労働者、短時間勤務を希望する人材なども活用する必要があります。

現在国では、特定技能制度等外国人労働者についての議論も盛んではあるものの、今後外国人労働者が多数流入してくるかどうかはまだわかりません。

そうなると日本人で労働力を賄う必要があるわけですが、なんといっても国の合計特殊出生率が1.5を下回る状態はすでに30年にわたっていますから、今後新規学卒者はさらに減少していくわけです。

これまでも我が国では人手不足を何度となく経験しているわけですが、人手が足りなくなつた会社は一人当たりの業務負荷量が高まり、離職者が増えてさらに状況の悪化が顕著になる傾向があります。

そうなると今の業務を少ない人数でこなす方を考えなければなりません。

コロナ騒ぎにおいて、保健所で働く人たちが紙、ペン、ホワイトボード、電話を用いて感染者のフォローを人力で行っているところ

が何度となくニュースに流れました。

ところが先日、コロナの第7波では、都内のある保健所においてPCが多数導入され、療養者とのやり取りはLINEやメールになっているというので、これまでの1/3の人員で十分に業務がこなせている模様が放映されていました。

私たちはこのコロナ禍で在宅ワークでも十分に仕事ができること、Zoomなどを用いて遠隔でも十分にコミュニケーションが取れること、AI、IoT、などによってさらに業務効率化の可能性を知りました。

未だに紙やハンコが幅を利かせてはいないでしょうか。一度データ化したものをプリントアウトし、また他のソフトに入力するなどの二度手間はないでしょうか。

DX、自動化、ロボットの導入などによつて人材確保に備えるべきなのです。

経営者の食生活

健康寿命



未来事業(株) 管理栄養士 吉岡 美保

健康寿命とは

介護を受けたり病気で寝たきりになったりせず、自立して健康に生活できる期間を示したものです。

生まれてから亡くなるまでの期間を示し、介護や寝たきりの期間を含む「平均寿命」とは異なります。

健康で長生

厚生労働省の健康寿命 (令和3年簡易生命表)

	平均寿命(2021)	健康寿命(2019)	平均寿命と健康寿命の差
男性	81.47歳	72.68歳	8.79歳
女性	87.57歳	75.38歳	12.19歳

きをし、人生の最後まで自立して生活することを指す健康寿命の考え方は注目されています。

私達が幸福に生きるためには、平均寿命が延びるに越したことはありませんが、それよりも「健康寿命」をいかに延ばすかの方がはるかに重要になってきます。

《平均寿命と健康寿命との差が小さいことが大切》

女性の方が2つの寿命の差に開きがあることが分かっています。

今後、女性の健康を考える上で気になることの1つが晩婚化です。出産年齢が早かった時代は、若い頃か

ら出産を機に自分の体と向き合う機会があり、それが女性の健康を支えてきました。女性の社会進出と引き換えに体への負担が増えています。このままでは女性の健康寿命に影響を及ぼすことが心配されます。

健康寿命は自覚していられる期間

学問的に健康寿命は、「ある一定レベル以上の健康状態で暮らせる期間」と定義されます。一般には「認知症でない期間」「日常生活に介護が不要な期間」といった形で定義されることが多いようです。

ここで注意したいのは、食事や入浴など身の回りのことを自立して行えることだけが「健康」ではないということです。

たとえ病気や障害を持っていたとしても、自分の気持ちや前向きであり、自らモチベーションを高めていくことができれば、それは健康であると考えられます。つまり健康寿命とは、「自分が健康だと自覚してい

れる期間」という意味合いがもつとも大切といえます。というのも、自分に対して前向き(ポジティブ)なイメージを持っている人は老化のスピードが遅いことが最近の研究でわかってきているからです。

心身機能が比較的優れた70歳以上の高齢者1千人を10年間追跡したアメリカの調査によると、「セルフイメージ(自己観)」や「セルフ・エフィカシー(自己効力観)」の高い人ほど老化のスピードが遅いという結果が明らかになりました。

セルフイメージ、セルフ・エフィカシーとは、いずれも「日常のさまざまな問題を解決する自分の能力に対する自信」といった意味です。

自分にはそうした能力がある、あるいは自分は人から好かれていて、自分は人の役に立っているといった自分に対するポジティブなイメージを持つ人。

それらが高い人は老化のスピードが遅く、逆にセルフイメージの低い人や後ろ向きに考えがちな人は心身機能

も低下しやすくなります。「老化も気から」という側面を持つていることに着目することも大事です。

歳を重ね、身体機能が低下してくると、どうしても後ろ向きに考えがちですが、健康寿命は身体機能だけを指すものではありません。

仮に身体の機能が低下したとしても、常にポジティブな気持ちで前向きに考え生きていくことが何よりも大切です。

都道府県別に健康寿命を比較

厚生労働省の発表によると、2019年に男性の健康寿命が最も長いのは大分県の73.72歳。2位が山梨県73.57歳、3位が埼玉県73.48歳と続きます。

女性の1位は三重県で77.58歳、2位は山梨県76.74歳、3位は宮崎県76.71歳となっています。

一方、健康寿命がもっとも短い都道府県は、男性はワースト1位が岩手県71.39歳、次いで愛媛県71.50歳、鳥取県71.58歳となっ

ています。女性のワースト1位は京都府で73・68歳、次いで滋賀県74・44歳、東京都74・55歳です。

「健康日本21」にみる健康寿命

日本では2000年から「21世紀における国民健康づくり運動」が始められました。「健康日本21」と呼ばれるもので、2013年からは「健康日本21（第二次）」がスタートしています。基本方針は下記の5つです。

- ・健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- ・生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- ・社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- ・健康を支え、守るための社会環境の整備
- ・栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙および歯・口腔の健康に関する生活習慣および社会環境の改善
- ・生活習慣病の予防や心の健康など5分野53項目の目標を設定し、介護が必要な

く自立して元気に過ごせる期間を示す「健康寿命」を延ばす目標を初めて盛り込んでいます。

がん予防や運動の促進、食生活など幅広い分野について改善を目指します。

健康寿命を延ばす取り組みとして2019年に「健康寿命延伸プラン」を策定。2040年までに健康寿命を男女共に75歳以上にすることを目指しています。

健康寿命をのばすには？

健康寿命をのばすには、高齢者およびその家族の日々の心がけにかかっていると言っても過言ではありません。次のようなことをヒントに健康寿命をのばすための工夫をしてみましょう。

- ・食生活を充実させる
栄養バランスのとれた食生活が、健康寿命をのばす基本となります。
- ・体力と免疫力がついていれば、あらゆる病気にかかりにくくなり、またかかったとしても回復が早くなるからです。また、「仕方な

く食べる」よりも「積極的に食べることを楽しむ」姿勢が、若々しさを保つ秘訣にもなります。時にはレストランで豪華な食事を楽しむのもおすすめです。

・体を動かす
体を動かすことにより、全身の血行が良くなり、体の隅々まで新鮮な酸素と栄養を行き渡らせることができます。その結果、血圧を安定させたり、血管のつまりを予防したり、新陳代謝を活発にして老化を遅らせることになり、健康寿命をのばすことにつながります。

また、筋肉の衰えを防ぐことができるので、たとえ病気になったとしても寝たきりになるリスクを減らすことにつながります。

- ・楽しみを見つける
好きな趣味や娯楽など、楽しみを見つけておくことにより、毎日張り合いがあり、精神的にも充実して健康寿命をのばすことができます。
- ・睡眠をたっぷり取る
人間の体は、活動ばかりしては疲労が蓄積して、

ついには倒れてしまいます。睡眠をたっぷりとって心身ともにリフレッシュすることが健康寿命をのばすためにも重要です。

・若い世代との交流
子供や孫、その他の若い世代と交流することにより、その感性に刺激されて自らも若々しく生きることができま

す。家族や親戚、隣近所の人なども、活発な交流をするようにしましょう。

健康寿命が延びると介護費用を減らせる

健康寿命と平均寿命の差が短ければ短いほど、健康な状態で老後をすごすことができます。では、健康寿命が延びるとどんなメリットがあるのでしょうか？

老後の出費として考えられるものに、介護費用もあります。生命保険文化センターの「生命保険に関する全国実態調査（2021年度）」によると、月々の介護費用は平均8万3千円で、15万円以上という回答がもつとも多くなっています。介護をおこなった場所別

で見ると、在宅介護が4万8千円なのに対して、施設での介護の場合は12万2千円と高くなっています。他にも月々の費用とは別に、住宅改造や介護用ベッドの購入などの一時的な費用に平均74万円かかっています。

また、介護を始めてからの期間は平均5年1カ月で、最も多いのが4〜10年未満です。これらから介護費用を試算してみると、例えば5年1カ月の在宅介護では平均して総額366万8千円かかることとなります。

健康で元気にすごせば、こうした介護費用の出費を抑えることができますし、家族の負担も少なくなります。

現在、健康寿命と平均寿命には10年ほどの差があります。この差を短くするにはライフステージに応じた健康づくりが大切です。食生活の改善や適度な運動、社会的な活動など、1人ひとりが自分のできる取り組みをすることが健康寿命を延ばすことにつながっていきます。



日々のたそがれ人生のたそがれ

フリーランライター 藤木 順平

「秋は夕暮れ…」と、清少納言が『枕草子』で書いているように、年中ある夕暮れのなかでも秋のが「趣がある」「最高!」としている。

日が落ちてもなかなか暗くならない様子を表した言葉に「暮れなすむ」というのがある。少納言さんでなくとも、夕食までのしばらくの間、のんびりしているものだ。

少し季節が進むと、そんな夕暮れを楽しむ間もなく「秋の日は釣瓶(つるべ)落とし」。すぐに薄暗くなってくる。向こうの彼方から人がやって来た。誰だろう? こ

れを古文風に言うと「誰(た)そ彼(かれ)」となる。これが「黄昏=たそがれ」の語源といわれている。

日暮れが「たそかれ」なら、同じような薄暗い夜明けのころはなんと言う?

どういう訳か、「誰」と「彼」が入れ替わって、「彼(か)わ誰(たれ)」となる。つまり、日暮れが「たそかれ時」で、夜明けが「かわたれ時」なのだ。

人生の“黄昏時”は寂しい。生まれたのが「かわたれ時」だとすれば、あとは暮れるしかない。こうなったら、一日一日の「たそかれ時」を楽しむしかないよ、ね?



青年部会 卒業慰労会 開催

8月26日、郡山ビューホテルアネックスにおいて、新型コロナウイルス感染対策を取り、青年部会卒業慰労会を開催した。

はじめに、卒業年齢を迎えた3名がスポットライトに照らされ入場し、それぞれの経歴を紹介した。

桑原義昌部会長が送辞を述べ、卒業生代表の池田義人さんが、青年部会活動でのエピソードや感謝の気持ちを伝え、現役メンバーへエールを送った。

その後、懇談会が行われ、思い出を語り合い、卒業生のさらなる活躍を祈念し散会した。



青年部会卒業慰労会



卒業生へ送辞を述べる桑原義昌部会長(左)

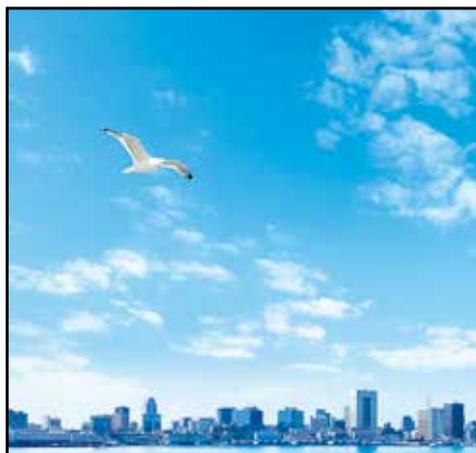
法人こおりやま第530号紙上の「お詫びと訂正」について

令和4年8月1日発行 法人こおりやま第530号内
「税のミニ通信」の寄稿者名の記載漏れがございました。
お詫びを申し上げ、下記のとおりお知らせいたします。

- 法人こおりやま 第530号 6ページ
「税のミニ通信」寄稿者氏名
……東北税理士会郡山支部 税理士 関根 美彦 氏

新型コロナウイルス中小企業に関連する 施策等リンク集 >>>

【リンク先URL】
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/links/covid19-links.html>



法人会の「経営者大型総合保障制度」は
1971年に創設されました。
想いをつないで50年。
これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で会員のみなさまを
お守りしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社
郡山支社/
福島県郡山市中町1-22
(郡山大同生命ビル4F)
TEL 024-922-0860

AIG AIG損害保険株式会社
郡山支店/
福島県郡山市虎丸町24-8
(富士火災郡山ビル3F)
TEL 024-933-6211